



平成 19 年 11 月 28 日

各 位

社 名 O B A R A 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 春名 邦芳  
(コード番号 6877 東証第一部)  
問合せ先 取締役 小原 康嗣  
電話 0467-76-2000

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 21 日開催の取締役会において、平成 19 年 12 月 21 日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 変更案第 2 条については、今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 変更案第 29 条については、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結できる文言の内容を明確にするため、文言を追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電気機械及びその部品の製作販売	(1) 電気機械及びその部品の製作販売
(2) 金属工作機械及びその部品の製作販売	(2) 金属工作機械及びその部品の製作販売
(3) 特種金属材料及び特種金属機器具の製作販売	(3) 特種金属材料及び特種金属機器具の製作販売
(4) 金型の製作	(4) 金型の製作
(5) 不織布を利用した産業用ワイパー等の商品の仕入（輸入を含む）・販売	(5) 不織布を利用した産業用ワイパー等の商品の仕入（輸入を含む）・販売
<u>(6) 前 1 号、2 号、3 号の輸出入</u>	<u>(6) 労働者派遣事業</u>
<u>(7) 前号各号に附帯関連する一切の業務</u>	<u>(7) 前 1 号、2 号、3 号の輸出入</u>
	<u>(8) 前各号に附帯関連する一切の業務</u>
(社外取締役との責任限定契約)	(社外取締役との責任限定契約)
第 29 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000 万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第 29 条 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 会社法第 423 条第 1 項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000 万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 12 月 21 日(金)  
定款変更の効力発生日 平成 19 年 12 月 21 日(金)

以 上